

1 マンホールの安全対策について①

【マンホールに関する事案および要望】

- (1) 集会施設(南田中ふれあいセンター)の敷地内にあるマンホールが落下した事案(南田中町会)
 - ▶ 車を運転中に、タイヤが穴にはまった。落下した原因は不明。
- (2) 市道(尾上・小和森線)にあるマンホールの段差の改善要望(新屋町町会)
 - ▶ 夜中に大型トラックが行きかう際に、段差による音がうるさい。

〈 南田中ふれあいセンター 〉



マンホール①(現状品)

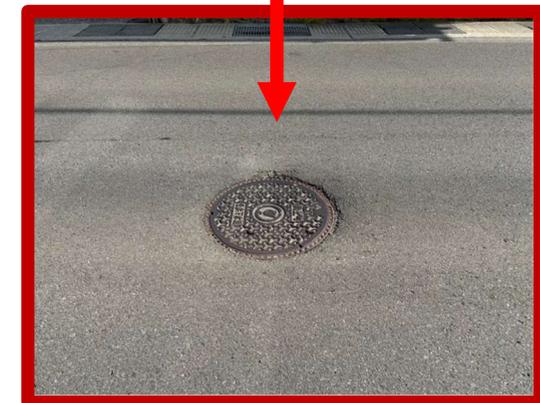


マンホール③(現状品)



マンホール②(修理済)

〈 尾上・小和森線(新屋町付近) 〉



マンホール周辺にくぼみあり

1 マンホールの安全対策について②

【マンホールへの転落や落下事故の主な原因】

- ・大雨による下水道の水かさが急増し、内部の空気圧や水圧が高まって蓋が吹き飛ばされる「溺水トラップ」
- ・蓋と周辺舗装との段差
- ・蓋外れや蓋の跳ね上がり
- ・下水道マンホール下部に固着した流動化処理土塊が剥離して落下
- ・冬期間に土壌が凍結して氷の層が発生し、それが厚くなるために土壌が隆起する「凍上」、など

〇〇市マンホールふた変遷表(例)

	タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4	タイプ5	タイプ6
ふた表						
特徴	・ふた表面にコンクリートが充填	・JIS模様	・亀甲模様	・亀甲模様 ・長パール穴	・都市デザイン模様 ・長パール穴	・スリップ防止模様 ・長パール穴
ふた裏						
特徴	・錠無し ・螺番無し	・錠無し ・くさり式での連結	・錠無し ・ふた裏螺番方式 ・ふた裏リブ	・錠有り(単一機能) ・ふた裏螺番方式 ・ふた裏リブ	・統合型錠・螺番機能 ・ふた裏螺番方式 ・ふた裏リブ	
推定設置年 注1	～S40年代	～S50年代	S54年～S60年	S61年～H5年	H6年～	
荷重仕様	不明	不明	T-20/T-14	T-20/T-14	T-25/T-14	
材質 ふた/枠	コンクリート/FC 平受け	FC 平受け	FCD 急勾配受け	FCD 急勾配受け	FCD 急勾配受け	
支持構造						
MHとの緊結状況	×	×	×	ボルト緊結	ボルト緊結	
安全性 性能評価						
ふたのがたつき	×	×	○	○	○	
破損	×	△	△	△	○	
浮上・飛散	×	×	×	△	○	
不法投棄浸入	×	×	×	△	○	
転落・落下	×	×	×	△	○	
注2 スリップ	△	△	△	△	△	○

注1: 推定設置年は、推定での記載。

注2: 安全性性能評価は、現行G4規格と対比による判別【○: 現行G4規格の性能を有している △: 性能不十分 ×: 性能なし】■参照 一般社団法人日本グラウンドマンホール工業会「マンホール蓋変遷表を活用した状態把握手法」

2 空き家・空き地対策の現状について①

(1) 平川市の空家等対策の課題について

■参照 平川市ホームページ「まちづくり懇談会」

ア 空家等の主な課題（※平川市まちづくり懇談会（平成30年5月～令和4年6月まで開催分）での会議録を参考）

No	市民からの質問内容の概要	市からの回答	主な課題
1	<p><u>何年も前から一部が壊れている危険性の高い空き家があり、近隣住民は日ごろから不安を抱えながら生活している状況</u>である。持ち主がいるため勝手な対応は難しいと思うが、<u>行政の力で対応をお願いしたい。</u></p> 	<p>全国的に空き家が増えている状況の中、行政で空き家の撤去をすることが非常に難しい。令和元年（※厳密には平成30年度）の市内の空き家の件数は420件ほどで、そのうち特定空家は23件ほどである。</p> <p><u>当市からは持ち主に対して改善してほしい旨を要望しているが、なかなか実施されていない状況</u>である。市では空き家の解体費用に対する助成があり、昨年度はそれを利用して解体していただいた例もある。<u>行政が空き家の解体を執行した場合、持ち主に費用を請求することになるが、回収できない可能性が高い。そこに市民の方々の税金を充てることも後ろめたく課題となっている。</u></p> <p>台風等の災害で屋根が破損した場合は消防と連携し、ロープ等で補強して二次被害が起きないように対応している。また、市で平成29年に定めている空家等対策計画においては、特定空家に認定された空家の持ち主に対し、最初に助言・指導を行い、改善されない場合は勧告を行う。それでも改善されなければ命令を出し、行政代執行となる。なんとか空き家を減らしていきたい気持ちはあるが、なかなか行政代執行まで踏み込めない状況である。</p>	<p>◎代執行の費用問題 →費用回収できない可能性が高いので、代執行に踏み切れない？！</p> <p>◎危険空家等解体撤去の費用問題</p>
2	<p><u>空地・空家の雑木や雑草、ハチの巣、動物の発生などへの対応について、持ち主がわからず連絡がとれないと、市としては対応できない</u>といわれた。</p> <p><u>所有者が不明な空き家があるが、その敷地内の植木の枝を切ることはできないか。</u></p>	<p><u>個人の資産については市が対応することはできない。例えば、アメリカシロヒトリについては、町会に対応をお願いしたい</u>ということで、防除のための機器の貸出や薬剤の配布を行っている。職員が対応するには、<u>人的な余裕も不足している。</u></p> <p><u>所有者の承諾を得なければ、切ることができない。</u></p>	<p>◎所有者不明土地・建物問題</p> <p>◎相隣関係問題</p>
3	<p>現在、空き家とみられる家が2件あり、<u>持ち主が病気になってそのまま連絡がつかなくなった</u>ところもある。個人情報の問題で難しいと思うが、市で持ち主が元気なうちに連絡先などを収集することができないか。</p>	<p>事前に連絡先を集めることは難しい。また、行政が介入するには、元気なうちからではなく、空き家が崩壊する直前の対応となる。</p> <p><u>個人の財産であることから、あくまで本人との交渉が前提である。</u></p>	<p>◎管理不全土地・建物問題</p>
4	<p>今後空き家が増えていくことが予想されるので、住まいを探している方や移住者に提供する等の<u>活用の仕方</u>を考えていけばよいのではないか。</p>	<p>空き家が増えていることは全国的な問題であり、市内の空き家の所在や危険性については、調査を実施したので把握している。その活用についてはさまざま検討しているが、空き家バンクへの登録制度の利用や、解体・撤去費用の一部補助も実施している。</p>	<p>◎空家等の利活用問題</p>

2 空き家・空き地対策の現状について②

(2) 課題解決に向けた施策等について

■個人調べ

ア 空家等対策についての新制度・ルール創設及び課題解決に向けた施策案（提言）

No	主な課題	新制度等の創設・改正／課題解決に向けた施策案（提言）
1	<p>◎代執行の費用問題</p> <p>◎危険空家等解体撤去の費用問題</p>	<p>▶環境保全を目的とした「法定外目的税」の創設（案） （目的） 環境保全を目的として、危険空家等解体撤去の（行政／略式）代執行などの費用に充てる。 （納税義務者） 空家の所有者（※課税物件は空家の所有） （課税標準・税率） 必要とされる行政コストを予想し、それを空家の戸数で除すことにより、課税物件一単位あたりの税負担を設定する。</p> <p>▶空家等の解体撤去費用の事前徴収制度の創設（案）</p> <p>▶〃 固定資産税上乘せ・積立制度の創設（案） 相続放棄や所有者不明になった場合に備え、空家の所有者から解体撤去費用を事前徴収する仕組みや固定資産税への上乗せ、積立する仕組みを創設する。</p> 
2	<p>◎所有者不明土地・建物問題</p> <p>◎相隣関係問題</p>	<p>■「所有者不明土地・建物管理制度」の創設【令和5年4月1日施行 民法等一部改正】 所有者不明の土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てて、当該土地・建物の管理人を選任してもらうことができるようになる。管理人は、裁判所の許可を得れば、当該土地・建物を売却することも可能。</p> <p>■越境した竹木の枝の切取りルールの改正【令和5年4月1日施行 民法等一部改正】 越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、次のいずれかの場合には、枝を自ら切り取ることができるようになる。 ①竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき ②竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき ③窮迫の事情があるとき</p>
3	<p>◎管理不全土地・建物問題</p>	<p>■「管理不全土地・建物管理制度」の創設【令和5年4月1日施行 民法等一部改正】 所有者が適切な管理をしていないために他人の権利が侵害されるおそれがある土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てて管理人の選任をしてもらうことができるようになる。これにより、破損が生じている擁壁の補修工事や、ゴミの撤去・害虫の駆除等を管理人に依頼することも可能となり、土地・建物の適切な管理が期待できる。</p>
4	<p>◎空家等の利活用問題</p>	<p>■「空家等管理活用支援法人（仮称）に関する指定制度」の創設【令和5年3月上旬に閣議決定予定】 空家物件の利活用を促すため、空家対策に取組むNPO法人などが、市区町村の指定を受けた上で、所有者の相談対応等に当たる「空家等管理活用支援法人（仮称）に関する指定制度」を設ける。</p> <p>▶空家の地域サロン改修（リノベーション）助成金の創設（案）</p> <p>▶〃 家賃助成金の創設（案） 空家物件の利活用を促すため、NPO法人等の地域団体や高齢者、子育て世代の方々が気軽に利用できる場所として活用する場合、改修費用の一部や家賃の一部を助成する。</p> 

2 空き家・空き地対策の現状について③

(事例紹介) 京都市の総合的な空き家対策について

■参照 京都市様行政視察時の提示資料
「空き家対策について」を参照

① 意識啓発・空き家化の予防

- ・様々な媒体を通じた意識啓発
- ・司法書士等と連携し、「空き家化の予防」をテーマとした説明会（おしかけ講座）の開催

② 活用・流通の促進

- ・総合的なコンサルティング体制の整備 ⇒ 「地域の空き家相談員」の設置、活用方法等のアドバイを行う専門家の派遣
空家等管理活用支援法人の指定
- ・活用・流通に向けた所有者への働きかけ⇒地域主体の空き家対策を支援する「**地域連携型空き家対策促進事業**」
- ・若年・子育て世代の住まい手に向けた空き家活用機運の醸成⇒「Kyoto Dig Home Project」

③ 危険な空き家への指導

- ・空き家対策に総合的に取り組む体制の整備（通報窓口の整備）⇒通報窓口を各区役所・支所に設置
- ・**所有者調査・現地調査業務における民間の力を活用**
- ・**条例に基づく指導等の適正管理対策の実施**
現地調査→所有者調査→助言・指導→**勧告**→**命令**→**代執行（7件実施）**

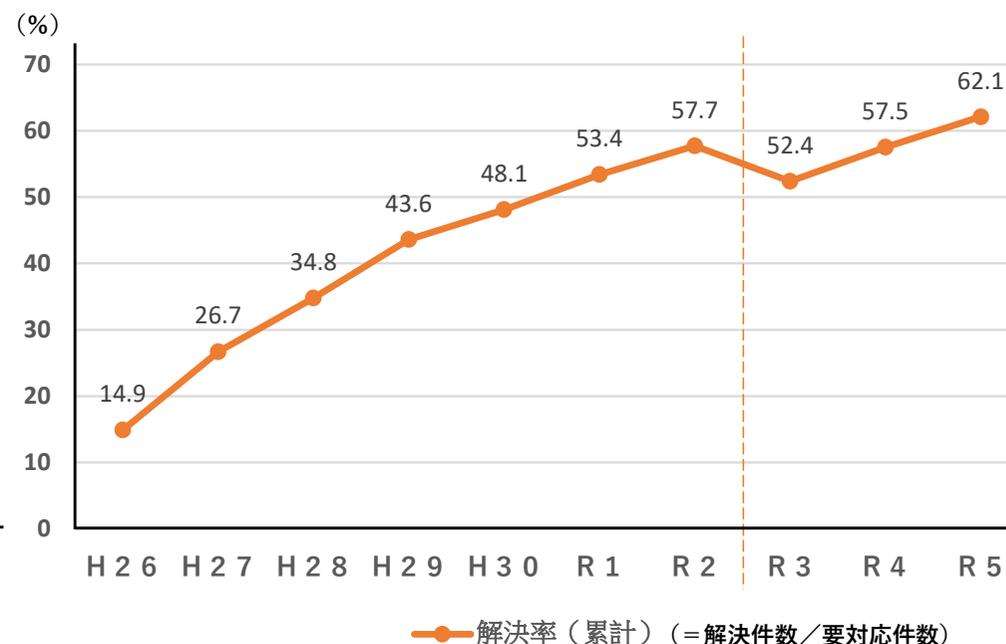
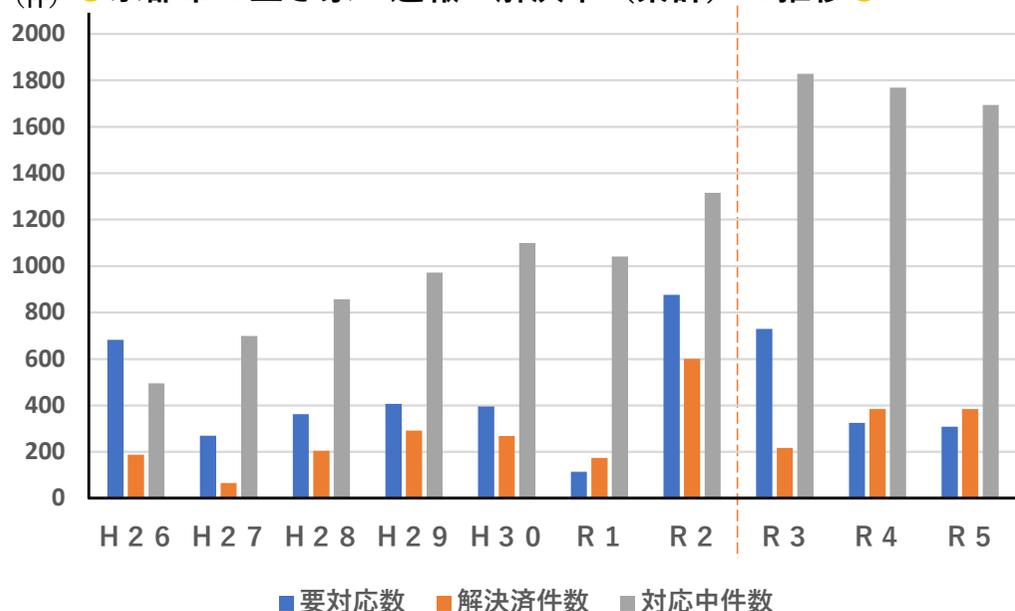
④ 密集市街地・細街路対策との連携（跡地の活用等）

- ・密集市街地において、跡地を地域の防災性向上に役立てる場合の支援制度の創設
- ・細街路での建替えを可能とする新たな道路指定制度の活用

※令和3年から方針転換し、空き家
への強力な指導を実施！
（勧告・命令を躊躇しない方針！）

▼
空き家の解決率UP（下図参照）

●京都市の空き家の通報・解決率（累計）の推移●

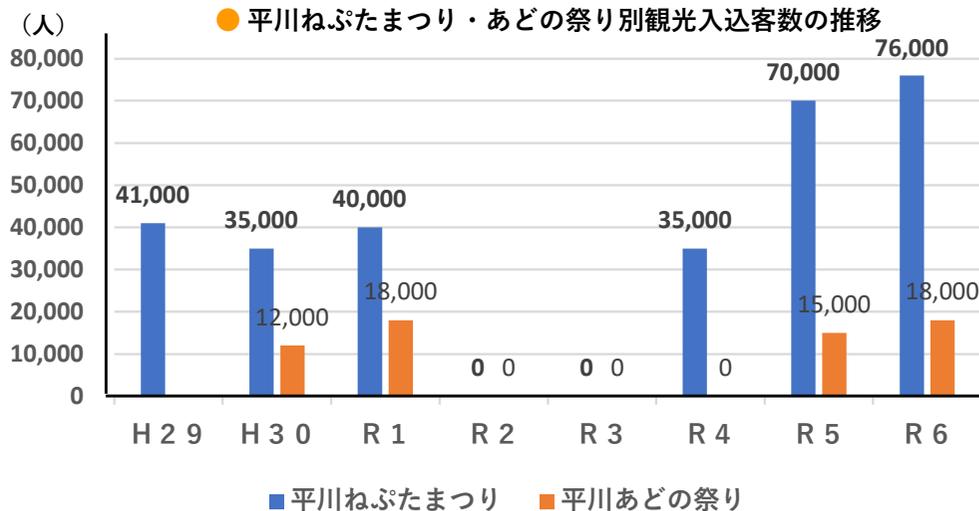


3 平川ねぶたまつりについて

【平川ねぶたまつりの現状と課題】

(現状) 令和6年度の平川ねぶたまつりの観光入込客数は、2日間で過去最大となる約7万6千人となった。⇒ 第2段階へ

(課題) 運行時間が2時間以上と長くなり、観覧席のお客様の一部が、「世界一の扇ねぶた」を観ずに帰る状況となった。



● ねぶたまつりの3段階説における目的、課題、及び実施検討項目について

■参照 「青森県観光入込客数統計」を参照

段 階	目 的	課 題	実施検討項目 (想定)
【第1段階】 地域のまつり	・地域の団結力強化 ・地域のにぎわい創出	①地域の協力体制の構築 ②参加者数の増加 ③地域からの寄付	①地域の協力体制の構築 ・町会、子ども会、老人クラブ、婦人会等との協力体制構築 ・PTA、保護者、交通安全協会等との協力体制構築 ②参加者数の増加 ・ねぶた製作の協力依頼 ・囃子の協力依頼 ・まつり参加への協力依頼 ③地域からの寄付金集め ・製作資金確保のため、地域からの寄付金集め ・地域、協力団体への御礼、その他
【第2段階】 観光 (魅せる) のまつり	・独自性 ・インパクト ・観光客へのサービス	①ねぶた、囃子、前ねぶたなどの独自性 ②寄付の拡大 ③観光客へのサービス、及びインフラ整備	①ねぶた、囃子、前ねぶたなどの独自性 ・絵師の選定。独自の囃子、前ねぶたなどの検討 ・観客を喜ばせる運行の検討 ②寄付者の拡大 ・製作資金確保のため、地域以外の事業者等からの寄付金集め ③観光客へのサービス、及びインフラ整備 ・テレビやSNSなど様々な媒体での宣伝 ・観光客へのサービス向上 (うちわ等のノベルティの提供など) ・運行コースの整備 (観客席、トイレ、喫煙場の整備も含む) ・観客の安心安全確保及び導線の確保 (公共機関、車、駐車場、他) ・ 運行時間の管理徹底
【第3段階】 企業のまつり	・宣伝効果 ・勝負	①企業の宣伝力アップ ②大賞に向けた戦略構築 ③実行委員会、ねぶた団体の体制強化	①企業の宣伝力アップ ・平川ねぶたまつりのメジャー化 (観光客数UP戦略) ・企業のキャラクターなどの前ねぶた製作 ・企業要望対応 (顧客の参加) ②大賞に向けた戦略構築 ・勝てる絵師の選定 ・組織的な運行、囃子、その他の実施 ③実行委員会、ねぶた団体の体制強化 ・実行委員会の企画力などの強化 ・ねぶた団体の企業との交渉力強化

■参照 「ねぶた祭-“ねぶたバカ”たちの祭典」 (河合清子著) を参考とした。

3 平川ねぶたまつり業について

【課題解決策の一案】

● **運行時間を19時から21時までの2時間とする。**それを実現するために、以下の通りとする。

① **運行コースは、平賀駅前を出発し、イオンタウン平賀を終着とする。**(10市大祭典のコース)
ねぶた整列場所は、平川市文化センター前の道路とする。

▶イオンタウン平賀の上り坂問題解消。「世界一の扇ねぶた」を観覧席客はすぐ観れる。

② **ねぶた団体自体の距離と、ねぶた間の距離**を定め、それを超える団体は審査の減点とする。

③ **ねぶたが規定の通過点を過ぎる時間を監視・誘導する「タイムキーパー」**を設置する。

● 平川ねぶたまつりの運行コース一案



● ねぶた団体の運行距離・通過の管理

